平成２４年（フ）第１４４号
福井市半田町第30号11番地
債務者　宮下百合子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
福井市加茂河原２丁目15番８号
債務者　吉川　明男
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
福井県鯖江市西番町第６号44番地１　ウエストハウスⅦ－Ａ－202
債務者　川上　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
福井県あわら市田中々第１号20番地４
債務者　藤江　泰代
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
福井県坂井市春江町中筋第41号４番地９
債務者　藤本　絹江
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
福井県鯖江市西番町第６号44番地１　ウエストハウスⅦ－Ａ－202
債務者　川上　義隆
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
福井市大宮３丁目15番17号　スカイコート大宮305
債務者　米田美智子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
福井市新田塚２丁目115番９号　グリーンフェアⅡ103
債務者　藤井　宏海
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４７号
愛知県日進市栄２丁目208番地　クレール栄405
債務者　渡會　里實
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７４８号
愛知県日進市栄２丁目208番地　クレール栄405
債務者　渡會まち子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２号
兵庫県川西市清和台東１丁目５番地の56　東野方、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目58番地301
債務者　溝脇　美保
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市下河原１丁目４番12号奥村文化
債務者　田中　　正
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１２１号
青森県八戸市大字中居林字綿ノ端９番地１小向貸家Ｃ号、前住所青森県八戸市大字石手洗字斉郷７番地14
債務者　谷川つゆみ（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地825コーポクボタＢ－２、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地839　白馬館202号室
債務者　後藤摩衣子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
青森県三戸郡南部町大字福田字あかね１番地24
債務者　大久保佳三
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
富山市城村146番地
債務者　里崎　謙吾
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
富山地方裁判所民事部